第　８　回

中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

農林水産省農村振興局

第８回　中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

日時：令和元年６月１０日（月）
１５：４４～１７：４４
会場：農林水産省第２特別会議室

議　事　次　第

１．開　　会
２．議　　題
（１）本制度に取り組んでいる集落協定代表及び市町村担当者からの意見聴取について
（２）本制度に取り組んでいる都道府県担当者からの意見聴取について
（３）その他
３．閉　　会

午後３時４４分　開会

○地域振興課長　それでは、若干定刻よりも早いんですけれども、委員の皆さんおそろいでございます。浅野先生は若干遅れていらっしゃるということでございますので、ただいまから、中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会を開催いたします。

私、地域振興課長の松本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議事に先立ちまして、農村振興局の室本局長からご挨拶をお願いいたします。

○農村振興局長　どうも皆様、お疲れさまでございます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中この委員会にご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、日頃より中山間地域等直接支払制度をはじめとする農村振興政策全般にわたりまして多大なるご理解、ご協力を賜りまして、重ねて感謝申し上げたいと思います。

せっかくの機会でございますので、２点ばかりご報告をさせていただきます。１つは、本国会でため池の新法が成立しました。ため池の管理及び保全に関する法律という新法でございます。昨年７月の豪雨で西日本地域の32カ所のため池が決壊をして、甚大な被害が発生しております。これを受けまして、昨年９月ごろからこれは法律をつくってため池をしっかり監視、管理をしていくべきであろうということで検討を重ねてまいりましたが、今般衆議院、参議院、両方とも全会一致でこの法案が可決されました。４月26日に参議院本会議での可決、公布ということになっておりますが、７月１日付でこの法律が施行に移ります。施行されますれば、各都道府県知事にため池の届け出を行っていただいて、知事が市町村長と協力の上で、全国約20万カ所あるため池、実際数は16万カ所に減っておりますが、これをしっかり管理していこうというふうな流れになろうかと思います。

もう一点は、中山間地域の振興の関係でございまして、昨今の国会における中山間地域問題の取り上げられ方というのはすさまじいものがございまして、世の中の関心を非常に今関心持たれて見られておるというような状況でございます。特に中山間地域等条件不利地域への支援の強化を図るべきではないかといったご意見とか、担い手が少ない中山間地域でどのように集積を進めていくんだというふうなご意見、それから鳥獣害が非常に増えてきておりますので、対策を強化すべきではないかというご意見。それから、直接支払制度そのものの手続の簡素化、あるいは棚田保全、棚田の振興をどうやって図っていくんだというふうなさまざまなご意見をちょうだいしております。このうち棚田については今議員立法で、衆議院で先般議論が行われ、参議院に送付されて参議院の審議待ちというふう

な状況になってございます。

こういうことで、国会における中山間地域への関心が非常に高まる中で、この中山間地域等直接支払というのはその骨格をなすものだということで、私どもも非常に重視をしているところでございます。

本日は特に現場の実態をご教示いただくということで、新潟県の上越市さんと、高知県の本山町さんにお越しいただいておりますので、しっかり現場の実態のご意見を拝聴して、今後の施策の検討に反映させていきたいというふうに考えてございます。どうか忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○地域振興課長　局長、ありがとうございました。

それでは、委員の先生方並びに新潟県上越市、集落協定の皆様方及び高知県の皆様方と本山町、それから集落協定の皆様方、関係者の皆様、当省側の出席者につきましてはお手元の座席表をご参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、本日は岡田委員長と榊田委員が所用により欠席となっております。また、浅野委員につきましては所用により議事の途中、おおむね16時30分ごろと伺っておりますけれども、ご出席となるということでございます。

冒頭いくつか注意事項がございます。本日の委員会につきましては公開で行ってございまして、傍聴の方もお越しになっております。また、資料、議事録につきましては原則として公開とさせていただいております。議事録につきましては、委員の皆様方にご確認をいただいた上で、発言された方のお名前が入ったものを後日公開ということとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を開始いたします。

冒頭のカメラ撮りはここまでということでございます。

これより進行を星野委員長代理にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○星野委員長代理　ご指名でございますので、岡田先生のピンチヒッターということで、大変不慣れな進行になるかもしれませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

本日の会議については、遅くとも午後５時45分には終了したいというふうに考えておりますので、円滑な進行にどうぞご協力よろしくお願いいたします。

本日は議事次第にありますように、中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落協定代表者及び市町村担当者、並びに都道府県担当者からの意見聴取について予定をしてお

ります。本日、新潟県内と高知県内からそれぞれ本委員会にご出席をいただいております。

進め方としましては、お手元の次第のほうでは（1）、（2）という形になっておりますが、これを連続してご報告、ご発表いただきたいというふうに考えております。まずは、櫛池農業振興会及び上越市、それから吉延集落協定及び本山町の順でご説明をいただきまして、続いて新潟県、高知県の順でそれぞれの取組に関して皆様からのご説明をお聞きした上で、一括して議論をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、まず、新潟県の櫛池農業振興会及び上越市における取組、引き続き高知県の吉延集落協定及び本山町における取組の順でご説明をお願いしたいというふうに思います。よろしく。

○近藤農林水産部長（上越市）　新潟県上越市役所農林水産部長の近藤と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、上越市における中山間地域農業の維持・振興に向けてという資料１番でご説明をさせていただきたいと思います。大変恐縮ですが、座ってご説明をさせていただきます。

まず簡単に、上越市における中山間地域の現状についてご説明を申し上げます。１ページをご覧ください。上越市は平成17年に14の市町村が合併いたしまして、広大な21万人都市となりました。そのうち中山間地域におきましては市域全体の約７割、人口は２割を占めているという状況になります。この上越市につきましては、全国第４位の水稲作付面積を誇っておりますけれども、そのうち４分の１はこの中山間地域直払に支えられているという状況でございます。

２ページをご覧いただきたいと思います。中山間直払の１期対策時からの取組状況をお示ししております。当市におきましては、全国の例に漏れず、中山間地域における過疎化、高齢化の進行をとめられず、生命線となっているこの中山間直払への取組をいかに継続できるかがかぎとなっておりました。その対策といたしまして、後ほどご説明いたしますが、先進的に複数集落を束ねて広域化した櫛池農業振興会をモデルといたしまして、市内全域で広域化を進めることとし、１期対策時に243あった協定を４期対策の昨年度の時点で82といたしまして、１協定当たりの面積を３倍に伸ばすことで取組面積の急激な減少を最小限に食い止めているという状況でございます。

３ページをご覧いただきたいと思います。広域化のモデルとなりました櫛池農業振興会がどのような経緯で集落協定の広域化に踏み切ったのかと、そのあらまし、きっかけにつ

きましては、決して目新しいものではございませんけれども、事実その思いが結果として12の集落を取りまとめ、今なお新たな共助の取組を模索しているという状況でございます。その詳細はこの後の櫛池農業振興会からの説明に譲ることといたしますが、その有効なモデルを参考として、市において今後単独の集落のみではその機能を維持することが困難となる場合の受け皿とすべく設立したのが地域マネジメント組織となります。

４ページをご覧いただきたいと思います。地域マネジメント組織には、まずこれまで個別の集落で行っていた直払の事務負担を一元的に担わせることを手始めに、集落間の農業機械の共同利用や共同販売、土地利用調整や担い手の確保、こういったものを担うことによりまして中山間地域の農業・農地をしっかり守る中核となる組織を目指して、市内全域の中山間地域を擁する旧市町村ベースの区ごと、全12の組織をこれまで立ち上げたところでございます。依然地域マネジメント組織に頼らずに自らの集落内での取組に力を入れているところもございますので、ここにあるすべての地域マネジメント組織が櫛池農業振興会のように機能しているわけではございませんけれども、これから単独での活動が困難となる集落の増加が懸念される中において、この組織の重要性が一層高まってくるものと考えております。

５ページをご覧いただきたいと思います。地域マネジメント組織の活用もさることながら、これら集落機能の維持・発展に資する各種取組を後押しする仕組みが不可欠であると考えております。農業部門で見れば、中山間直払を基幹エネルギーとして活用させていただきつつ、それを補う中山間地域農業が持続可能となるような農地の保全と、それから担い手の確保に係る取組を多角的に支援する必要があると考えております。真に有効な支援は何なのか、まだまだ手探りではございますが、お示ししているような各種メニューを市が独自に用意しているというところでございます。

また、地域マネジメント組織や集落がこれらの支援を有効に活用して前に進める仕掛けといたしまして、下にございますように、当市においては専門的な知識と経験を有する中山間地域元気な農業づくり推進員という方を２名配置して、中山間地域の相談役として連日飛び回っていただいているという状況でございます。

最後に、６ページをご覧いただきたいと思います。来年度からの５期対策に向けまして、当市では昨年度から早速取組の継続はもちろん、将来の方向性についてしっかりと話し合う集落懇談会というものをスタートしております。個々の集落が今後農地・農業を維持するために現状で何が問題なのか、将来の不安は何なのか、地域住民のみならず、行政から

も何ができるかといったご提案もさせていただきながら、ひざ詰めの議論を行っているところでございます。

農業に特化した支援のみでは集落を維持することは困難といった課題も浮き彫りになってきているところではございますけれども、中山間地域農業を守るためには、ここに住む農業者の生きがいと生活が守られることが不可欠であろうと考えております。この地域マネジメント組織が櫛池農業振興会のように地域自らが考え、行動できる組織として、農業のみならず、生活の安全・安心につながる中山間地域の中核組織に発展させていければと考えております。

引き続き、櫛池農業振興会の具体的な取組と今後の計画について、平田事務局長から説明をさせていただきます。

○平田櫛池農業振興会集落協定事務局長（上越市） ごめんください。櫛池農業振興会事務局長の平田でございます。

実は私、昨年３月に上越市役所を退職いたしまして、それから事務局長ということであります。もう一つ肩書がございまして、公益財団法人清里農業公社の事務局次長ということで、そちらから給料をもらっております。それから、振興会では二人の女性がパートタイムですけれども、中山間と、多面的機能支払の事務を担当してもらっているというところでございます。それでは、座らせていただいて説明をさせていただきます。

７ページをお願いいたします。上越市の清里区櫛池地区は、標高90メートルから490メートルの11集落からなります中山間地域です。櫛池地区は昭和30年３月に隣接する平地の菅原村と合併しました。それから、17年に平成の合併ということで上越市になったということですけれども。櫛池地区の世帯数は210戸、人口は590人です。人口については昭和30年ごろから比べると３分の１ぐらいに減少しております。高齢化率が43.8％ほどということでありまして、今後この高齢化率のスピードはますます早まっていくということであります。多雪地帯でありまして、平成24年２月には４メートル63センチという積雪を記録しまして、根雪期間といいまして、降り積もって翌５月８日に雪は消えたわけですが、144日間雪の下にいたという、標高の高いところはそんなような状態です。雪国の特徴的なところです。

そういう地域でありますから、これらの集落と担い手や組織が参加して中山間地域等直接支払制度の協定の一元化を契機に、地区全体の課題に対応するため連合組織を設立したということです。きっかけにつきましては、集落機能の低下などで広域組織の運営負担が

増大し、地域の先行きに危機感を感じたということで、ステップ１、２、３と経過をしてまいりました。

私は、もともと清里村役場の職員でありまして、この辺の事業について平成16年ごろから関わってきまして、今日に至っております。

広域の目的と理念についてはこの３つの理念、当初から変わっておりません。

それから、組織図の中には、櫛池地区以外の法人も１つ入っております。平地との法人連携というものも大事にしていかないと、中山間地域のみでは農地、集落を守ることができないといったスタンスで、平地との連携も進めているところです。

資料中※印の多様な支援ですけれども、平成18年～30年までの13年間に農水省、総務省、新潟県、上越市からおよそ3,200万円の補助金をいただいております。それによって直接支払交付金以外の取組を行っております。事務局の体制としては、そういう補助金に対応できる能力を持っているというところであります。

ステップ４の取組につきましては、ゴールとなります取組目標の達成を目指しておりまして、後ほど説明させていただきます。

おめくりいただいて８ページになりますけれども、今ほどのパンフレットの中身と同様のものを時系列にしたものであります。中ほどの17年、18年ですか、そこに黄色で右側にその他のキーパーソンとなっております。保坂一八氏、公益財団法人清里農業公社の事務局長として農地の受委託コーディネートを実施。それから、有限会社グリーンファーム清里の代表でもあるということでありまして、彼は私が事務局長になる前まで櫛池農業振興会の事務局長を務めております。

公益財団法人清里農業公社と有限会社グリーンファーム清里につきましては、平成５年に設立したわけですが、これは中山間地域の農地と集落を守る、担い手を育成する事を意図してつくられた組織であります。農業公社につきましては作業受託が主務であります。グリーンファーム清里につきましては利用権設定による受託を業務としておりまして、今となりますと利用権設定のほうにシフトすることになりますから、グリーンファーム清里が前に出ているところです。

この２者と櫛池農業振興会が連携して清里の農地・農業を守っていくという位置付けであります。

グリーンファーム清里は地域の産業経済を担う組織、櫛池農業振興会は地域振興を担う組織ということで、その２者が連携して取り組むというような体制で、常々連絡を取り合

ってやっているということです。農業公社は保坂事務局長であり私が事務局次長でありますし、彼は前の櫛池農業振興会の事務局長、私が現在の事務局長ということでありますので、十分連携はとれているということです。

それから、櫛池農業振興会は昨年８月に法人化いたしました。なぜ法人化したかということであります。任意の組織では、自動車を買う、保険に入るには会長個人の名義でなくてはいけないということですし、事務員二人も、安い給料とはいえそれなりの福利厚生をしてあげなくてはいけないということもありまして、法人化いたしました。というよりも、何よりもこれはブランドといいますか社会的な信用だと思っております。

次のページがパンフレットになっておりますが、11集落がそれぞれ一取組、一自慢というような形で集落の特徴を表しておりますし、下には５つの法人、その右側に専業農家が載っております。櫛池農業振興会とグリーンファーム清里は法人設立の支援をしております。担い手のいない集落については２つの法人化を手伝いました。５年もかかりましたけれども。個人経営体についても強くなってもらって櫛池を守ってもらうという趣旨から、法人化の支援をしております。

最後10ページになりますが、これは31年度の事業計画であります。これにつきましてはちょっとオーバーな部分もあって、とても１年ではこなしきれるものではありません。５期対策のテーマだというふうに考えておりまして、これを継続して取り組んでいこうというところであります。

概略を言いますと、３の集落機能維持、強化対策ということで、その中に力があります。櫛池地域協力隊、仮称となりますが、屋根除雪の支援とかにも取り組むことになりました。私共は農業会社でありますから、農業以外の生活支援をどうなのかというところにもなるんですが、集落、地域からやってくれという声がありましたので、それに対応していくということです。

それから、通院弱者といいますか交通弱者ですかね、その辺の支援についてもちょっと考えてくれと言われております。いずれ人数も増えてくるでしょうから、市役所の指定管理等々をやっておりますＮＰＯ法人の清里まちづくり振興会と商工会もそういう意向があるようですので、その辺と連携して、実際ニーズがあるのか調査あたりから始めていこうと思っております。

広域に取り組んで15年がたちました。集落の事務量は確かに減っていると思いますし、行政に頼らない事にもなっております。集落の農地についても移動がスムーズに行われて

います。一方で、事務負担が軽減したということで、ちょっとお任せ気味になったかなという気もします。それから、村おさがいなくなるのではないかという懸念もある気がします。

自助、共助による地域コミュニティを守っていくということで、できるだけ他に頼らない体制を目指しているわけですが、逆にいえば、行政からもう少し手伝っていただきたいという部分もありますし、中山間地域の直接支払の２万1,000円につきましては、平地との所得格差の保障であると思われます。それの中で10アール当たり個人から500円、集落から1,500円、あわせて2,000円頂戴してやっております。協定農用地は180ヘクタールあります。それから、個別協定もありまして、地域には集落・個別協定合わせて220ヘクタールあるんですが、440万円で組織を運営しています。ただ、それでは農地を守る部分と人を雇う管理部門しかとれません。何が必要かというと、これから地域を守る、地域を振興していく資金です。その辺の資金調達がこれからの地域マネジメント組織の課題だと思います。やりたいことがある、人材はいる、けれども資金がない。その辺を懸念しているところであります。

以上でございます。よろしくお願いします。

○山本主査（本山町）　高知県本山町まちづくり推進課の山本と申します。

私のほうから、中山間地域の農地を守る本山町の取組ということで、本山町及び吉延集落協定について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず初めに、資料の１ページをご覧ください。本山町についてですが、航空写真を載せておりますが、写真に全体が映っているわけではないんですが、本山町は南北に長い形をしており、中央部に流れる吉野川を境に、北部地域、南部地域に分かれ、北部地域は急峻な石鎚山地に属し、南部地域は比較的なだらかな剣山地に属しております。赤い丸で囲っておりますが、標高250メートル～800メートルに棚田が広がっています。総面積は１万3,422ヘクタール、うち耕作面積が284ヘクタール、林野面積率が91.9％、人口が3,489人で、高齢化率が45.6％となっております。日本の高齢化率が27.7％ということですから、ほかの中山間地域と同様に高齢化が深刻な問題となっております。

続いて２ページをご覧ください。中山間地域等直接支払制度の取組状況ですが、先ほども申したように、高齢化や後継者の不足、耕作放棄地の増加などの課題に対し、本町では平成12年度の制度開始から取り組み、第１期対策では33協定、217ヘクタール、第２期対策では24協定、232ヘクタール、第３期対策では24協定、215ヘクタール、第４期対策では

17協定、179ヘクタールで取り組んでいるところです。

第１期対策から第２期対策の際に協定数が減少した理由としては、１集落で複数あった協定が統合したためであり、面積は増加しております。第３期対策では若干面積は減少したものの、第１期対策と同様の面積で取り組んでいます。しかしながら、第４期対策の際に統合した協定が２協定、新規の参加が１協定あったものの、参加を取り止めた協定が６協定あったこと、また担い手の減少や高齢化等により耕作条件の悪い農地を外さざるを得ないというような状況もあり、協定数の減少及び約40ヘクタールの面積の減少となっています。うち参加を取り止めた理由については、取りまとめ役の不在であったり、高齢化等により５年間農地の維持が困難というものが主なものとなっています。

５期対策に向けた取組については、３期対策から第４期対策で面積が減少したように、第５期対策でも多くの面積の減少が予想されるところであります。現在本山町の農業公社が農作業受託を行うなど、協定農地の維持など支援を行っているところですが、５期対策では新たに事務支援のほか、単独では維持が難しい協定については広域協定の締結などの検討を進めているところです。

また、現在多面的機能支払制度については町内１組織のみですが、この多面的機能の制度を活用し、中山間直払の第５期対策の開始に合わせ、町全体で１つの広域組織を設立し、事務局を農業公社が担い、人材不足を解消できるような体制づくりや直払に取り組む協定のさらなる支援体制の検討を進め、平成30年度から協定代表者への説明会や意見交換会等を実施してきております。

続いて、資料の４ページになりますが、吉延集落協定についてです。すみません、資料の３ページになります。吉延集落では水稲を中心に、施設園芸や畜産など複合的な経営が行われていますが、高齢化や担い手の減少を受け、平成12年度から制度に取り組んでいます。第４期対策では37ヘクタールで取り組み、また体制整備単価のＣ要件を選択し、吉延営農組合による支援を行っています。また、超急傾斜加算を活用し、農産物の販売促進活動などを行っています。

具体的な活動内容と経過に関しては資料の４ページをご覧ください。平成12年度に集落で話し合いを重ね、集落で１協定となる協定を締結し、平成12年度から制度に参加しております。それをきっかけに、地域の農地を地域で守っていくという意識が醸成され、担い手を中心とした農地の保全に取り組み、第１期対策では農道のコンクリート舗装を進めるとともに、県事業等も活用した機械の共同購入・共同利用を行い、担い手の負担軽減や持

続可能な営農体制の確立を図っています。そういった共同化の流れや、県の普及所等からのサポートもあり、集落営農の設立に向けて取り組み、地域の農家への意向調査や先進地への視察研修を実施するなどして、平成19年に吉延営農組合を設立しました。

この吉延営農組合が設立されたことにより、稲作の協業化が図られるとともに、営農組合が農作業を受託することで、高齢農家も中山間直払の制度に参加しやすい体制ができました。また、平成23年には、集落内にライスセンターを整備するなど、地域のモデル的な活動が実施されてきました。

そうした中、お米の価格の低下などを受け、本山町では農家の所得や意欲向上を目的に、ブランド米「土佐天空の郷」の生産を平成21年度から開始しました。この天空の郷については事前に質問もいただいていますので、簡単に説明いたしますと。

おいしいお米の定義の１つとして、カリウムに対してマグネシウムの含有量が多いことが挙げられ、この「土佐天空の郷」では海洋深層水のにがりを散布することでマグネシウムの含有量がふえ、甘味とうまみの豊かなお米をつくり出しています。また、食味分析や大粒の厳選、色彩選別を実施し、基準値以上のものを天空の郷として販売しております。食味分析の数値については、商品への表示は行っていませんが、コンテストでの受賞結果や、また特Ａに選ばれたことなどを表示し、消費者の方へＰＲをしています。

次に、ドローンでの地力の分析については、１年のみの実施でしたが、生産者の方はご自身の田んぼの地力がわかり、肥料を入れる参考になったかと思います。

また、水田センサーの取組を昨年度から実施しており、導入の目的としては、水位や水温が田んぼに行かなくてもわかるというだけでなく、そういったデータを蓄積し、科学的に分析することで水の管理や収穫期などをデータとして把握し、よりおいしいお米をつくっていくこと。また、今までは農家さんの経験や勘などによって判断していたこともデータとして蓄積し、マニュアル化することでおいしいお米づくりの技術の継承を目指しています。この天空の郷については吉延集落でも約10戸、10ヘクタールで生産に取り組んでいます。

生産を始めてから2010年と2016年の２回、静岡県のお米日本一コンテストで最優秀賞を受賞するなど、ブランド化の取組が成果を上げる一方で、イノシシによる水稲被害が増加をしてきました。そういったことを受けて、先ほど航空写真で棚田と丸で囲っていました南部地域において、平成23年度～26年度にかけ、約24キロの鳥獣被害対策の防護柵を設置し、吉延集落でも平成25年度に約3.5キロの防護柵を設置いたしました。この防護柵につ

いては、資材を国の鳥獣被害防止総合対策交付金で購入し、設置にかかる人件費等の経費を中山間直払の共同取組の経費から支出し、直営施工で設置をされました。

また、ブランド米に関する取組では、天空の郷の生産者等で組織する本山町特産品ブランド化推進協議会というものがあるんですが、その協議会が主となり、平成22年度からブランド米のＰＲのための田んぼアートや棚田コンサートを開催し、平成26年度からは吉延集落の棚田で田んぼアートを開催しております。そのほか、都市との交流事業を行うなど、第３期対策からは交流人口の拡大にも取り組んでおります。そのような際には、吉延営農組合が中心となるなど、またその他集落内の行事等においても中心的な役割を担っています。

そして、平成29年度からは、吉延営農組合で加工品の開発を始めており、この取組については単なる６次産業化の取組ということだけでなく、地域の女性が活躍する場を創出することでさらなる地域の活性化が期待されているところです。

最後に、今後の課題についてですが、ほかの集落と同様に、新規就農者や担い手の確保が挙げられ、直払制度開始から中心的であった担い手の方もリタイヤされていたり、吉延営農組合で農作業を受託できる面積も手いっぱいになってきているような状況もあり、人材の確保は大変急務な課題であります。また、この人材の確保のためにも、加工品開発などかせげる農業の仕組みづくりも同様の課題であります。

以上です。

○星野委員長代理　どうもありがとうございました。

ご質問等は後ほどということにいたしまして、それでは、次に各県での本制度に係る取組につきまして、新潟県、そして高知県の順でご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○窪田地域農政推進課長（新潟県）　新潟県農林水産部地域農政推進課の窪田と申します。本日はこのような場で意見を述べる機会をいただきまして、ありがとうございます。それでは、着座で説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、１ページ目でございますけれども、新潟県における中山間地域等直接支払制度の対象地域でありますけれども、県特認地域を含めまして、全市町村の８割に当たる24市町村が制度の対象となっておりまして、うち22市町村で制度を実施しております。

おめくりいただきまして、２ページでございます。中山間地域の現状と課題でございま

すけれども、グラフでお示ししたとおり、県全体に占める中山間地域の割合については、総農家数で約半数、そして農業産出額で約４割を占めるといったように、県農業にとっても大きなウェイトを占めております。

おめくりいただきまして、３ページですが、しかしながらということですが、図に示してありますとおり、農業就業人口につきましては20年前の約半数に減少している。また、高齢化の進行も著しい状況となっております。

おめくりいただきまして、４ページ目でございますが、図６に示しておりますとおり、耕作放棄地の増加には歯止めがかからない状況が続いております。県といたしましては、図７にありますとおり、農業経営の組織化、法人化を進めてきたところでございまして、わずかずつではございますけれども、中山間地域の法人数は増加しております。

ですが、次のページ、５ページでございます。１戸当たりの経営耕地面積で見ますと、平場地域の半分程度の約１ヘクタールということで依然小規模でありまして、これを規模別の米生産費に、単純ではございますけれども、当てはめてみますと、その格差は近年拡大してきている状況ということでございます。

おめくりいただきまして、６ページでございます。制度の実施状況です。本県における直近、平成30年度の実施見込みは下表のとおりでございます。本県の特徴といたしましては、集落協定の約９割が体制整備単価で、その95％がＣ要件を選択しているということ。また、交付面積約２万2,000ヘクタールの中で、急傾斜の田が２分の１を占めているということでございます。

次のページ、７ページからでございますけれども、第１期対策からの推移で見てみますと、上のグラフにありますとおり、協定農用地面積全体としては増加傾向にございますけれども、内訳を見ますと、急傾斜農地が減少し、緩傾斜農地が増加しているという状況です。なお、23年に緩傾斜農地が増加してございますけれども、これは佐渡市が離島特認で全農地が対象となったことによるものでございます。

また、下のグラフは集落協定の数でございますけれども、対策を境目に減少しているのは、協定の廃止もございますけれども、先ほど発表がございました、上越市さんをはじめとするいくつかの市町村が複数集落による協定の広域化を進めてきた結果でございます。

おめくりいただきまして、８ページでございます。下の表にお示ししたとおり、これまでのべ400近い協定が広域化に移行しているということで、複数集落による協定については29年度で全集落協定の約４分の１を占める197協定まで増加しております。これに伴い

まして、上のグラフでございますけれども、１協定当たりの面積規模も拡大傾向にございます。

次、９ページでございます。交付金の共同取組活動割合についてですが、第２期対策では５割を超えておりましたけれども、その後全国的な情勢変化と言っていいんでしょうか、個人配分が高まって、第４期対策では共同分は４割近くまで下がっている状況です。

交付金の使途別に見ますと、第１期対策からこれまで100億円を超える交付金が農道・水路の掃除だとか手づくり整備、維持補修費に使われておりまして、農地保全にとって欠かせないものとなっていることがうかがえます。

次、10ページでございますけれども、制度の効果等についてであります。いわずもがなということですが、集落協定については話し合いや共同活動のベースとなるよい仕組みであるというふうに考えておりまして、５年間という期間で守るべき農地を明確化して、農地を維持するということで多面的機能の確保につながっていると思っております。

本県では、先ほど述べましたとおり、Ｃ要件を選択した協定がほとんどでございますけれども、これによりまして高齢農家が安心して協定に参加できるようになったと考えております。県ではこれまで独自で取組事例集というものを作成しておりますけれども、共同取組活動を通じまして、営農体制の整備をはじめ、多くの取組事例が創出されたところであります。

また、広域協定では単独集落では難しい必要な人材確保であったり、協定事務の一元化による負担軽減、また地域マネジメント組織の設立といった今後の推進の参考となるさまざまな効果が見られていると考えております。

おめくりいただきまして、11ページです。本県における課題と取組ということでございますけれども、高齢化、担い手不足に歯止めがかからない状況の中で、一昨年行われた中間年評価では、過半の協定が担い手不足あるいはリーダー不在ということで、協定面積の減少あるいは次期対策の取組が困難というふうに回答しておりまして、制度の継続性確保に不安を感じているところです。

次のページでございますけれども、先ほど申しましたとおり、県ではこれまで営農体制の整備を進めてきたところではございますけれども、法人組織の６割が20ヘクタール未満ということで、小規模であって、また水稲単作が大半だということで、通年雇用による若者の確保であったり、園芸導入といった新たな投資による所得確保の取組が困難な状況となっております。

取組の継続に当たっては、農地の利用調整であるとか、他集落との連携調整など、ノウハウを持った外部人材による支援が必要な集落が多くなっているというふうに考えております。

次のページが、課題解決に向けた県の取組方向であります。第５期対策への円滑な移行に向けては、市町村と連携をしてそれぞれ事情が異なる集落協定の現状あるいは課題というものをデータで分析した上で分類化して、営農継続のためには何が必要かというものをきちっと整理した上で集落の話し合いを今年度中に進めたいというふうに考えております。

また、人材が不足している状況を踏まえますと、多様な人が多様な働き方で生業を通じて地域を維持する仕組みが必要というふうに考えておりまして、今年度県独自事業として新たに、「未来につなぐ中山間地域活性化支援事業」というものを創設したところでございます。

そのイメージが14ページでございます。農地の維持が困難となっている集落等に対しまして、外部人材の参画を得ながら何が必要かというものを話し合っていただいて、農業をベースに新たな仕事起こしであったり、あるいはコミュニティビジネスなどを組み合わせた地域の新たな仕組みづくりというものをプランとして作成してもらって、その実践に必要な人材の確保なり育成というものの取組を支援するソフト事業でございます。

もう少し具体的な出口のイメージが15ページであります。これは県内の先進事例、名前は出ておりませんけれども、実際に取り組まれている事例でございまして、こういった事例のイメージを提示しながら、どのような人材を活用してどんなことに取り組んでいけるのかといったような集落の創意工夫を引き出していきたいというふうに考えております。

また、16ページでございますけれども、これとは別に、29年度から「公的サポート」モデル事業というものも実施してございまして、これは特に条件が厳しい急傾斜農地が過半を占めているような集落で、直払対象農地に上乗せする形で助成をしまして、集落営農の発展効果などを検証するものでございます。

17ページには、その地区の将来ビジョンを載せてございますが、公募によりまして６地区を選定いたしまして、各地区でビジョンを策定し、それぞれの地域では作業補完体制の整備であるとか、あるいは農産物加工、都市住民との交流など、さまざまな取組が開始されております。まだ検証の途中ではございますけれども、県が設置しております第三者委員会の委員の皆様からは、自由度の高い制度の仕組みが集落の創意を引き出すことにつながっているとの評価をいただいているところでございます。

最後でございますけれども、18ページ、少し第５期対策に当たって国にご検討いただきたいことを少し述べさせてもらいたいと思います。この制度につきましては、平成12年度の創設以来、地域レベルで大切にされて定着している制度だと感じておりますので、まずは継続をお願いしたいと思っております。その上でいくつか見直し等を検討いただきたいと考えております。

具体的には、地形的な制約等からスケールメリットが生かせず、平場地域との生産費格差が拡大していることを踏まえて、交付単価を適正な水準に引き上げていただけるようにということと、10割単価に一本化するといったような、しっかりと「守り」に取り組めるような見直しが必要だというふうに考えてございます。また、加算措置については、拡充されたことを歓迎する声がある一方で、高齢者には複雑で理解が難しいということで、それが取り組みづらいということにもつながっているのかなというふうに考えてございますので、集落の創意工夫であるとか、外部人材の活用による多様な「攻め」の取組に幅広く活用できるような仕組みにしていただければというふうに考えております。

また、本県の上越市さんの例にも見られますように、協定の広域化あるいは中間支援組織等の連携というのは多様な効果があるというふうに考えておりますので、これらの取組への支援を拡充する必要があるのではないかというふうに考えています。

また、市町村さんの事務についてでございますけれども、実施状況の確認など、定型的な事務、これの簡素化と合わせまして、外部委託であるとか、先進技術の活用などによってより推進活動にウェイトが置けるような方法を検討いただければというふうに思っております。

以上、制度の要望等も含めましてご説明させていただきました。ありがとうございました。

○池上農業政策課長（高知県）　高知県農業政策課長の池上でございます。高知県の取組につきまして説明をさせていただきます。座ってご説明させていただきます。

資料４の１ページをお願いいたします。本県は県土の93％を中山間地域が占めております。下段の表の経営耕地面積の立地条件を見ましても、山間農業地域が占める割合は全国平均の約４倍となっており、平野部が狭いため、中山間地域やさらに条件の厳しい山間地において多くの農業生産活動が行われていることがおわかりいただけると思います。このような厳しい状況を踏まえまして、中山間地域の農業を支えていくための本県の施策につきまして、次のページをお願いいたします。

取組のイメージといたしましては、中山間地域等直接支払制度を初めとした、日本型直接支払制度の活用によりまして、生活基盤を下支えし、集落営農と地域の核となる経営体としての中山間農業複合経営拠点の両輪を推進することで、競争力を高めるとともに、生産活動を支えております。さらには、小さな拠点としての集落活動センターとの連携によって、地域住民の生活を守る取組もあわせて推進をしております。

次に、その生産基盤を支える役割を担っております直接支払制度の実施状況につきまして、次のページをお願いいたします。第１期、平成12年度からの実施状況をグラフであらわしたものでございます。第２期の最終年度となります平成21年度には過去最高の交付面積となりましたが、第３期のスタート時には農業者の高齢化などを原因に、協定数、面積ともに一たん減少しましたが、３期の最終年度にはほぼ回復をいたしました。第４期におきましては、３期と同様に、期の変わり目では面積が一定程度は減少するであろうとの想定はしておりましたが、想定以上に農業者の減少や高齢化が深刻化しており、初年度の27年度は継続を断念する協定や面積を大幅に縮小した協定が多く、交付面積は1,160ヘクタールの減、マイナス16.6％と大きく減少し、大変なショックを受けたところでございます。その後、県、市町村の積極的な推進活動によりまして、交付面積は一定回復をし、集落連携・機能維持加算の推進などにより、交付金額ベースでは過去最高となっております。

次のページに大幅な落ち込みを受けてどのような取組を行ったのかを記載をしております。左側の主な推進活動としまして、まず有効な対策を検討するための材料としまして、継続を断念した協定、また継続の際に大幅に面積が減少した協定、あわせて110協定を対象に実態調査を行いました。この実態調査の結果をもとに、協定の再締結に向けた取組を支援しますとともに、あわせて新規地区の掘り起こしや広域化を推進してまいりました。こうした取組が交付面積の回復や交付金額増加につながったものと考えております。

次のページから28年度に行いました実態調査の結果を概要として掲載をしております。上から２段目の調査内容の右側の欄に記載のとおり、協定の廃止の理由や再締結の可能性と課題、また協定廃止後の耕作状況などにつきまして、110の協定１つ１つと面談形式による調査を行っております。調査結果を分析してみますと、廃止となった協定では、小規模な協定ほど高齢化や後継者不足のため継続が困難となり廃止に至っていること。また、面積を大幅に減少した協定では、条件の不利な農地を期の変わり目を契機に除外した結果が面積の減少につながっているといったことなどがわかりました。

次の６ページ、それから７ページにはこの調査結果の概要を抜粋して載せておりますの

で、後ほどご参考としていただきたいと思います。

８ページには第３セクターや農業法人の支援による広域化支援の事例を掲載をしております。８ページは四万十町の例でございますが、四万十町では左下のほうにありますように、第３期対策の最終年度には136協定、1,805ヘクタールで活動が行われておりましたが、高齢化等によりまして取組の継続が危ぶまれる地域も出てまいりました。このため、第３セクターの「四万十営農支援センター」と一般社団法人の「しまんと農楽里」が協定の構成員となりまして、会計や書類作成などの事務支援を行うことで広域化を進めることといたしました。

その結果、136協定のうち、第４期対策で廃止された協定は７つにとどまり、96の協定を26に統合し、協定面積自体は89％になりましたものの、広域加算や、超急傾斜加算を活用することで、交付金額は７％の増となっております。この増額されました交付金を法人への事務委託の経費などに活用しているところでございます。

次のページには中間年評価の際に集落・市町村に対して行いました制度に関するアンケート調査の結果を概要として載せております。こちらには記載がなくて恐縮ですけれども、制度自体につきましては、ほぼすべての協定におきまして引き続き制度の継続を求めるとの回答をいただいております。その上で、次期対策に当たりましては、１の交付金に対する意見にありますように、地域の実情に応じた単価設定を望む声や、２の対象農地に対する意見にありますように、面積要件の緩和を望む声。また、４の対象活動、５の加算措置に対する意見にございますように、加算措置の要件が山間地においては非常に厳しいものとなっており、この要件緩和を求める声が多く寄せられているところでございます。

また、６の協定期間に対しましては、５年間という期間が継続の際のネックになっているため、期間の短縮や遡及返還規定の緩和を望む声が。また、７の活動事務に対しましては、事務量が多く負担になっていることから、簡素化を求める声などが上がっております。

さらには、地域の実情を踏まえていただきまして、超急傾斜加算など、さまざまな加算措置もこれまでに講じていただいているところでございますが、一方で、制度が複雑化したことによりまして、８の制度全般に対する意見にございますように、協定代表者の方や農業者が制度内容を十分に理解できていないといった声も上がっているところでございます。こうした地域からの声も踏まえまして、次期対策につきましては特に生産条件が厳しく、超過疎化、超高齢化が進む山間地域におきましても、生産活動への継続への意欲が持てるよう、加算措置などの要件緩和も含め、地域の実情に寄り添った制度となりますよう、

またあわせまして、極力シンプルな制度設計となりますようお願いをしたいと考えております。

次の10ページに制度の活用によってもたらされた効果についてまとめております。まず、主な直接的な効果といたしまして３点挙げさせていただいております。１点目には、生産基盤の維持として、折れ線グラフをご覧いただければおわかりのように、制度が始まりました平成12年度を境に、耕作放棄地の増加速度が鈍化しており、制度が農地の維持につながっていると考えております。２点目に、集落機能の維持としまして、制度に取り組むことで集落の協働意識が高まり、コミュニティの活性化につながっていると考えております。３点目は、集落営農の拡大で、協定と集落営農組織が連携し、集落営農組織で共同利用する機械の購入費用に交付金を活用するなど、集落営農の組織化の進展にも寄与しております。

さらに下段の間接的な効果といたしましても、制度の活用が鳥獣被害の減少や高収益作物の生産拡大、また６次産業化や女性の活躍の場の拡大にもつながっていると考えております。

こうした効果も踏まえまして、次のページに次の対策に向けました本件の課題や推進方針をまとめております。まず、課題といたしましては、第４期の初年度と同様に、再び大幅に面積が減少するのではないかといった懸念が挙げられます。平成29年度に行いましたアンケート調査の結果を見ましても、高齢化やリーダー、担い手の不足を主な理由に、協定の９％に当たる52の協定が継続困難と回答し、53％の316協定が継続はするが面積は減少すると回答されております。このため、県では市町村と連携のもと、継続に向けた対策を講じるとともに、新規協定の掘り起こしや、超急傾斜加算の推進などによりまして、制度の維持・拡大に取り組んでまいります。

具体的には、再度のアンケート調査も実施いたしまして、協定ごとの課題に応じた個別協議を実施してまいります。また、小規模な協定には広域化が有効な手段と考えておりますため、広域化の取組事例の横展開も図ってまいります。

最後のページでございますが、本県の地域地域に合った農業を支える仕組みづくりにつきましてご紹介をさせていただきます。先にご説明をしましたとおり、本県では日本型直接支払制度による生産基盤の下支えのもと、集落営農と中山間農業複合経営拠点の両輪で営農面を支えているところです。一方で、オペレータや作業員などの労働力不足、また農地が分散し作業が非効率であるといった個々の組織だけでは解決できない新たな課題も生

じております。

こうした課題の解決に向けましては、県では組織間連携による「地域農業戦略づくり」に取り組んでいくこととしております。この地域農業戦略とは、上段右のほうに記載しておりますとおり、地域の組織が相互に連携し、地域農業の進むべき道しるべとなる計画を策定しまして活動を展開しようとするものです。

具体的な組織間の相互連携としましては、資料の右の図にありますように、労働力の相互調達や効率的な農地利用のための相互調整、大型機械の共同利用などを考えているところでございます。この地域農業戦略の策定から実行に至るまでを関係機関とともに県として支援をしていきたいと考えております。

本県の取組につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○星野委員長代理　どうもありがとうございました。

続けてそれぞれご報告をいただいたんですけれども、これ以降質疑ということになっております。それで、我々のミッションとしましては、今回いろいろ先進事例としてご報告いただいておりますので、第三者委員会としてその報告からいろいろ学ぶというような形で、忌憚のないご質問等をどんどんいただけたらというふうに思います。

順番に、４つの報告１つずつこなしていこうかなと思うんですけれども、最初ご報告いただきました櫛池農業振興会、それと上越市の件につきまして、何かご質問等ありましたらお伺いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。では、原委員。

○原委員　原です。

櫛池農業振興会さんのご説明の中で、事務が集約してよくなったですとか、村おさがいなくなるという不安もあったといったお話をいただきましたが、最後に、個人や集落から拠出していただいてもトータル440万円で組織を運営しなくてはならず、この金額だと地域振興部分の資金が不足して、やりたいことはあるけどできないとご説明いただいたと思います。一体そのやりたいができないことと、どうやったらそれができるかということについて何かお考えの点あったらお聞かせ願えますか。さらなる広域化かもしれませんし、わかりませんが、そのあたりを教えていただければと思います。

○平田櫛池農業振興会集落協定事務局長（上越市）　何がやりたいかといいますと、農地は守ります、担い手も育成します、そのあたり２万1,000円の中でやっていかなくちゃいけないと思っていますし、多面的機能もしなくちゃいけないというのもありますけれども、今度集落機能の維持だとかという部分についてはなかなか手が出せません。集落機能維持

ということになると、例えば高齢者の方に負担を求めなくちゃいけませんが、そういう負担も求めてもいいのであればよいのですが、それはできないと思います。

一般社団にしたのは、もうけてもいい会社ですけれども、例えば440万円を原資にして、６次産業化だとか地産地消だとかというような取組をして、こけてしまえばそれでもうアウトになってしまいますし、法人の存続すらできない。ということになると広域協定が維持できないということになりますので、よほどの心構えと、地域がまとまって取り組んでいかないと、資金を調達するというのは自助共助の中ではできないということで、できれば公の応援を受けながら、現場のほうは精いっぱい頑張りますという思いでおりますので、交通弱者だとか、その辺の支援も必要であれば汗は流しますが、残念ながら財布の中が空っぽだというところであります。

○星野委員長代理　どうもありがとうございました。

ほかに何かお伺いすることありますでしょうか。

○玉沖委員　玉沖と申します。

上越市さんか新潟県さんへの質問になろうかと思いますが、事務負担のお話を随分お聞かせいただきまして、我々も継続の検討に当たるときに皆様にアンケートをとらせていただいていて、その中で毎回毎回事務に関することが改善点や要望が上がってきます。いろんな書類の簡素化を時間経過とともに取り組んできたつもりですが、まだどういった点が改善されればいいのかということをちょっと教えていただきたくて、そのあたり。先ほど共通で簡素化できるところがあるんじゃないかというお話もありましたし、どうやら高齢者の方には複雑で大変だという現場でのお話もありましたし、どのフェーズでどんなことが改善できればもう少しスムーズになるのかなということを教えていただきたくて、お願いいたします。

○近藤農林水産部長（上越市）　ありがとうございます。上越市でございます。

書類の簡素化というのがどの程度までできれば地元としては本当に取り組みやすいのかというところは、もしかしたらなかなか際限のないところなのかなという気はいたします。むしろ先ほど来説明もさせていただいておりますし、他地域でも同様の問題かもしれませんが、その組織が高齢化しているというようなことがいわゆるその書類の整理作成、こういったところになかなか億劫になるといいますか、なかなか向き合いにくいというような現状があろうかというようなことでございまして。そういったところの負担をいかに軽減していくか。どこを改善していただくかというよりは、我々として何ができるかという点

から考えると、その事務の負担を別のところに担わせるなり、協力して、いかに複数の集落でできるかというようなところに注力していくべきかなというところでございまして、我々のほうからは書類の簡素化というところについてはご提言をさせていただいてないところでございます。

○窪田地域農政推進課長（新潟県）　今上越市さんから話がありましたが、ほかの市町村の方のお話も踏まえてということなんですが、やはりお金の出し入れというんですか、入金されてそれを配分したり、あるいはそれをきちっとした使途という中で使ったときのお金の管理というところ。それから、毎年度報告ものがやっぱり負担だというふうに聞いております。様式もかなり簡素化されてはいるんでしょうけれども、そんな形だと思っています。あと、市町村さんにおかれましては、先ほどと重複しますけれども、やはり人数がかけられる人員が不足する中で、現地確認などというところの作業が非常に煩雑というふうには聞いております。

○玉沖委員　そうすると、全体的にボリュームが大きいということですかね、書式を簡素化するということよりも、とにかく１項目に対しての書類が７枚ぐらい、７種類ぐらい求められているとかという、全体ボリュームそのものが大きいということですか。

○窪田地域農政推進課長（新潟県）　はい、やはり先ほど協定の広域化で一元化という効果はあるんですが、一生懸命やればやるほどリーダーの事務が増えるというんでしょうか、そういうことになるのかなと思っています。

○玉沖委員　どうもありがとうございました。

○星野委員長代理　ありがとうございました。制度でいろいろな加算措置が追加されると、制度自体が複雑になって。一方で事務処理を簡素化しつつも、新たにいろんな仕組みが入ってくることによって事務処理が増えるので、なかなかちょっと板ばさみのところ、ジレンマのところがあるとは思うんですけれども、そういったことも要因があるかもしれませんね。

市田委員、お願いします。

○市田委員　ご説明ありがとうございました。

上越市の資料１の８ページに法人化までの経緯のご説明がありまして、右下の「その他のキーパーソン」の中に２つの法人があります。この清里農業公社とグリーンファーム清里の関係について説明を加えていただけるとありがたいです。

もう一点、こういった広域化に際して、裏面の図を見ますと、川の流域、上流から下流

のほうまでの集落が連携しているという広域化のように見受けられます。このような流域沿いのつながりは過去からあって、今回もそういった歴史的な経緯の中で広域化がうまくいっていると言えるのでしょうか。

○平田櫛池農業振興会集落協定事務局長（上越市）　平成５年に財団法人清里農業公社設立、有限会社グリーンファーム清里も設立ということで、目的は、圃場整備が終わり、小規模農家が農業機械を確保してきたんですけれども、それでは間に合わなくなってきたということで、機械作業に対応するために農業公社ができました。それと同時に経営自体をやめるという農家も見えてきておりましたので、昔で言う賃借権、利用権の設定の受け皿としてグリーンファーム清里があるということです。

最初のうちは農業公社の受託作業のほうが多かったです。機械作業を任せているうちに田んぼをやめてしまい、経営自体を手放すという形で、ほとんどが今グリーンファーム清里のほうで受けております。周辺に小さい農業法人もありますが、それらのリーダー的な役割を担っており農地の利用の調整等もグリーンファーム清里がやっています。

この２つの法人については、中山間地域の農業、農地という言葉を定款に盛ってありますので、それが主務であるということであります。その後に櫛池農業振興会ができたということで、連絡調整をしながら、中間管理機構制度に先立って農地の調整を行ってきたというところです。

それから、11の集落ですが、おっしゃるとおりです。櫛池川という一級河川の両岸にそれぞれ集落がいて、これが１つの固まりでありましたので、まとまるには十分な昔ながらの仲間であります。一筋の鳥の羽みたいな感じですね。ただ、下の集落の人間は上流を見ません。川の流れと一緒です。下しか見ないので、上がどうなっているのかわからんということですけど、地域マネジメント組織をつくることによってお互いに情報交換もできますし、下の農業法人が上のほうへ上がるということもありましたので、新たな連携も生まれてきています。

○星野委員長代理　ありがとうございました。

ほかに何かございますか。図司委員。

○図司委員　ご説明ありがとうございました。

今の平田局長のお話につけ加えてのご質問になるんですけれども、集落の数が11ということなんですが、先ほどご説明の中で、農業振興会としての世帯が210で、面積の話がなかったんですけれども、恐らく200haぐらいと推察したんですけれども。集落で平均する

と、戸数が20戸、面積的にも20haいくかいかないかと、もうちょっと小さいですかね、上下流の集落で大小あると思うんですが。集落を超えて広域化する議論になってきたときに、先ほどの下流が上流を見ないという話もそうだと思うんですけれども、上流の側からすると、かなり集落の規模が小さかったりとか面積も小さいので、もう山を荒らしてふもとに降りてくるとか、出作みたいな形で下流の農地に入ってきたりとか、出入り作が川の上下流だとかなり活発だったりとか。先ほどの公社とか３セクでやられているような作業受託のやりとりもかなり上下流の間で活発だったりすると思うんですね。

ごめんなさい、つまり何が聞きたいかというと、広域化する原動力みたいなものがどの辺に効いてくるのか。多分、川の上下流で一緒だから、というだけだとかなり弱いような気もしていて、むしろそういう実質的な農地の流動化とか農作の受委託とか、あるいは入作、出作みたいな話がかなり昔から早い時期から展開されていたゆえに、こういう振興会の取組が形にできやすかったんじゃないかなという印象を持つんですけども。実際そういう広域化の議論を、第２期ぐらいからですかね、されるときの一番決め手になったり、集落を超えて一緒にやろうという話になったものはどの辺でしょうかね。

○平田櫛池農業振興会集落協定事務局長（上越市）　平地の農業法人は自分の利益のみを追求します。平成５年に農業公社は、清里村と農協が出資して出来ました。有限会社は出資しませんけれども、思想は一緒、農地を持てるシステムがなかったということから、有限会社をつくったということで。この２つはワンパッケージになるわけです。

そもそも中山間地域を守るためにできた会社ということです。山手と平場の面積の割合が、平場７、山手３ぐらいなんです。近隣の農業法人なり担い手農家なりが経営を増やしたい、もう少し安定した経営に持っていきたいということになったならば、グリーンファーム清里なり櫛池農業振興会に相談に来るんですね。ならば、その割合が７、３なんだから、平地のいいところは７あげます、そのかわり山手の３も受けてください。私たちはそれで農業を守るということなんだから、その趣旨に賛同して仲間としてやってくださいということで。平地の人は山に上がったことがないですから、口をきいたこともないし、条件の悪さなんていうこともわかりませんけれども、今は、タバコを一服しながら、あぜ道は狭いし、取水路が遠いし、いやいや大変だねと、その代わり、ウグイスが綺麗にさえずっているね、というような話をしながら交流をすることで連携は深まりますし、そういうことをモットーに平成５年から進めてきたわけです。

櫛池農業振興会とグリーンファーム清里で、担い手がいなくなりそうな２つの集落で５

年かけてそれぞれ法人をつくりました。高齢化しているけれども、とりあえず農事組合法人をつくって、一旦受け皿にしようと。そこになら新しい雇われ人も入ってきますし、場合によったら雇われ人も、できるかわかりませんが、２法人を掛け持ちするとか、いろんなバリエーションも出てくるだろうとの想定のもとに法人をつくったり応援もしたりしています。

○図司委員　今の話で私なりに合点がいったのは、直払で集落を超えていくまず農地ベースの動きをつくって、人の動きがようやくできたので、先ほどの地域の困りごととかいわゆる生活支援みたいな話にもステップアップできるというか。今地域運営組織の議論がありますが、どちらかというとやっぱり地域の困りごとを先に見つけましょうという話があって、地域の人の動きがうまく追いつかないケースが気になっています。今の局長の話だと、やはりその地域の中で営農者ベースからまず集落間のつながりとか、下流がちゃんと上流と行き来するみたいなことをつくってから、暮らしのほうに入ってチャレンジしていきたいと、そんな少し構想で、先ほどのお金の話のところもつながってくると思いますが。

○平田櫛池農業振興会集落協定事務局長（上越市）　10アール当たり2,000円、最初のころはとられたという発想です。農業振興会にとられた。今はもっとやってくれというような発言も出てきているので、その辺の垣根は外れた。ということで、今では農業だけではなくて、いろいろな話が出てきそうです。昨年の総会で屋根の雪堀りの手配について町内会長から大変苦労したんだと報告がありました。それについて農業会社なんだけどそういった取組もやってくれというような話になりますと、今後、生活の部分に入り込んでいくということになるんですが。おいおい、直接支払交付金でまかなっているのがそこまでいっちゃうととても大変だぜという話になってしまいます。

○星野委員長代理　ありがとうございました。

事例が新潟県とも関わり合いがありますので、もうあわせて３番目の資料ですね、新潟県の取組の分もあわせてご質問いただけたらと思います。その後、高知県のほうへ行かせていただいて議論したいと思いますので、３番目にご報告いただきました新潟県も含めて、どちらからでも構いません、１番目と３番目の資料でご検討いただけたらというふうに思います。

では、私のほうから１つ質問させていただいてよろしいでしょうか。

次の世代へのバトンタッチというのはうまくいきそうですか。特に櫛池農業振興会の方にお伺いしたいんですけれども。

○平田櫛池農業振興会集落協定事務局長（上越市）　そのために農業法人を育成しています。そして、この間も専業農家の法人化を手伝って株式会社にしました。これは櫛池地区の人です。それから、年度内に平地の個人経営体も法人化してもらいます。山地も手伝ってねということだから、平地の人ですが、法人設立支援をしているということです。

そういうこともありまして、スマート農業研究会というのを29年３月に立ち上げました。農業法人の社員や専業農家で、40歳以下なんですが、それが今17人ぐらいいます。その辺がドローンの研究だとかこれから始めていきますが、その連中がこう言ったんです。平地の圃場整備だけでなく、ぜひ山の圃場整備もやってくれ、そうしてもらえれば俺たち頑張るからと。ならば、圃場整備に取り組みましょうということで、昨年度あたりから圃場整備にシフトして、２回目の圃場整備になりますが、全域目指して圃場整備を進めていきたい。地すべり地帯でもありますので広くはなりませんけれども、用水や畦畔の管理が容易になるような整備であればいいなと思いますので。できるだけ膝突き合わせて若い連中と話を進めていきながら仲間づくりをしていく。

残念ながら地元の人間が農業法人に入らないんで、外からの人間が入ってくるんで、まあまあそれでもよしということで、ぜひいろんな若者と交流しながらということで、地域おこし協力隊も含めてこれからできるだけ入ってもらおうと相談しているところです。成果は少なからずそういう若手のグループができたところがあると思っています。

○星野委員長代理　ありがとうございます。

それでは、河合委員から。

○河合委員　ちょっと高知県の方にも、要するに県庁の方にもお聞きしたいということなんですけれども。

○星野委員長代理　もう自由にしましょうかね。何かあんまり仕切っていろいろやると議論がしにくいようなので、どこからでもということで、はい。

○河合委員　中山間地農地の活性化という、振興ということに関しては私は２つポイントがあると思っていまして、１つは生活支援サービスです。これについては高知県も、また新潟県の今回の両事例に関しても課題になっておられるという報告があったわけですが。もう１つは生産性の拡大なんですね。生産性を伸ばしていくということは、ほかの産業もみんなそうなんですけれども、もちろんいいものをつくっていくということが一番にあるわけです。それはおいしいものをつくるということで、特に高知県の場合には賞を受賞されたという報告もあったわけですけれども、もう一つ考えなければいけないのは、いいも

のをつくったものをいかに高く売るのかということです。要するに販路の拡大、マーケットの開拓ということですが、これは多分現場では無理なんですね。よそのいろんな人脈、また資本というものと連携してということに多分なっていくと思いますので。その場合、県庁が担うべき役割というのは大きいんだと思います。もちろん、農水省もやってもらわなきゃいけないわけなんですけど。これが新潟県と高知県は今どういう実情になっているのか、何かやろうとして、ある程度うまくいっているのか、全くできないでいるのか。できないでいないんであれば、やる気がないのか、何かこういう理由でうまくいってないということなのか。うまくいってるんだったらその事例を教えていただきたいわけであります。これについては、なるべく高く売れ続ける状況というものをどうつくっていくのかということだと思いますので、その点についてお願いいたします。

○星野委員長代理　では、それぞれの県からご意見いただきましょうか。それでは、新潟から先にお願いします。

○窪田地域農政推進課長（新潟県）　少し説明を省略したんですが、私どもの資料の13ページの一番下に書いてあったんですけども、「地域資源を生かした商品づくり推進事業」ということで書かせていただきましたけれども。どうしても、委員ご指摘のとおり、いいものをつくってもしっかりとそれがそれ相応の、いわゆる利益が還流するような仕組みで売れ続けないとだめだというふうに思っています。これまでいろんな取組がありましたけれども、やはりどうしても手づくり感から出ないでビジネスに至らなかったという反省が私どももございまして、特に中山間地域では地域内外の他産業者とネットワークを組む中でそれぞれにウィンウィンの関係の中で商品づくりなり、しっかりとした販路をとっていこうというような取組を進めているところです。

もう一つは、中山間地域がそれぞれ工夫を凝らして商品づくりをしておるんですけども、その地域間連携、いわゆるネットワークで例えば首都圏の売り場で年間きちっと新潟県の山の産品とかふるさと産品みたいな形で年間棚をとれるようなそんな仕掛けも必要なんだろうというふうに思っておりまして、そこはこれからいろいろ進めていきたいなと思っています。

○有馬副部長（高知県）　高知県なんですが。

高知県の取組としては、流通販売の取組の中では基本的には市場流通を通じた取組を支援しているところなんですが、特に中山間地域に特化しますと、やはり高知県の特徴としては、日曜市に代表されるように直販所といったのが県内各地でありまして、今現在145

店舗ありまして、販売額も29年度には103億と、毎年上がってきて、やっぱり直販所が地域の活性化の拠点になっております。そういった直販所の活性化に向けた支援といったことも高知県としてはやっております。

それから、直近の話なんですけど、今年の４月９日に国の補正事業も活用しまして、ちょうど高知市内に大規模な直売所を設置しました。これの目的は、やはり県内全域の中山間地域の農産物、こういったものを集めて、どうやって高知市内の都市圏の消費者の方に買っていただけるか。また、これを県外で外商するといった取組も今やろうとしてますので、今高知県の中では直販所を核としてこういった販路を開拓しようといったところを今取り組んでいるところです。

○河合委員　ありがとうございます。

今新潟県のほうから手づくり感のビジネスモデルと、ビジネスのほうに脱却がなかなか難しいという話があって、これは１つの多分私はキーワードになるんだろうと思っています。なかなか量的な拡大というのは難しいのが中山間地域の特徴であるわけなんで、より少ないものを高く売るというビジネスモデルにしていかなければなりません。先ほど両県ともおっしゃっていた若い人の参入というのがかなり難しいんだと思うんですね。生産年齢人口そのものが減っていく状況の中で、中山間地の農業が構造的に弱くなっているわけではなくて、日本全体の産業構造そのものがなかなか若い人が確保できなくなってきている中での位置付けということになりますので。これをやったら将来性があるんだ、もうかるんだ、所得がふえるんだということを若い人たちが痛感できるようなビジネスモデルにしていかない限りはこれは成り立たないんですね。補助金とか交付金である程度は減少を食い止めていくことは成果として上がっていますし、出していただいたデータどおりであるわけです。こうして時間をかせいでいる間にやっぱりビジネスにしていくという視点を、これは両県本当にいの一番で考えていただきたいんですね。農業として考えずに、中山間地農地をどうやってビジネス化するかということを柱として立ててもらわないと、いけません。特に両県ともかなり中山間農地の生産高が県全体の生産高を占めているという状況があるわけでありますから。もう農業県として成り立たなくなってくるというそれぐらいの危機感を持ってやらないともたないと私は思います。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

○星野委員長代理　はい、どうぞ。

○浅野委員　京都大学の浅野でございます。

今の河合先生のご発言、私もそのとおりだと思うんですけれども、そのときに少し気をつけなければいけないのは、今新潟県のほうからできたらウィンウィンの関係というふうにおっしゃられたんですけれども、それは実はかなり難しいというふうに思います。というのは、農村、中山間地域の持ってる交渉力が弱いわけですから、足元を見られる可能性があって、私に言わせれば、今産直なんかで行われていることは、要するに手数料をどんどん都市の大企業にかせがれてしまっている。そういう意味では私は農林水産省自身が大きな中山間地の振興を目指して農産物の市場外流通をもっと促進させるようなプラットフォームをきちんとつくってあげて、日本中の中山間地域がそこを通じて農産物流通を活発化すれば、地域に所得をおとす仕組みができるんじゃないかというふうに思っています。私はそれなしに都市とのウィンウィンの関係というふうに思ってやられると失敗するんじゃないかと思っています。

あと続けてお話しさせていただきたいんですが、私も高知県の出身でして、高知のものが食べたくなると銀座１丁目の丸ごと高知に行かせていただいたりとか、新潟もよくアンテナショップ行かせていただくんですけれども。出身の人は来ているけれども、あんなにいいものが東京だったらいくらでも手に入るのに、それがあんまりこちらでは知られていないという問題は確かにあると思います。

最後に、高知県が今回出された知見で非常に衝撃的なことがあります。９ページですか、中間評価におけるアンケート調査結果の最後のところに、山間地域の条件是正という項目を書かれているんですよね。この項目というのは要するに今の中山間の枠組みではもう山間地はやれないから、別の制度をつくってほしいというふうに聞こえています。中山間でも山間地の非常に厳しい高知県のような状態だと、まさに山間地対策というのをやらなければいけない。そのときに、多分中山間地域直接支払の枠組み以外の枠組みを考えないと、そこはもう無理なんじゃないかと。今日の新潟と高知の話、両方伺っても、大分状況が違う。同じ山間地域でも新潟の場合はまだどうにか平場と連携してやっていけるようなところがあるけれど、もう最初から山間地の中にしかないというような状況においては、その連携すらもできないような、そういう山間地がある中で、そこはやっぱり山間地政策というのは別立てにして少し新しいメニューを考えないと対応できないんじゃないか、そこを非常にグサリと言っていただいたというふうに私は感銘を受けております。そこでどういう政策にすべきかに関してプランがあったらちょっと補足していただいたら参考になるんですが。

○星野委員長代理　いかがでしょうか。

○有馬副部長（高知県）　プランというところまではないんですが、実は高知県は大半が中山間地域なんですが、その中山間地域の中でもやはり中山間地と山間地はもう全然条件が違います。実は４期対策の初年度で廃止した協定の代表者の方といろいろと意見交換させていただきました。特に山間地域の代表者の方はこの制度は本当にありがたかったと。要はこの制度があることでこの地域の農業が守れて本当にありがたかったという感謝の気持ちを述べられていたんですが。やはりもう人がいない。もうお金の問題でないと言われたとき本当にショックを私も受けまして、本当に行政として何ができるんだろうかと、もう人がいないのにいくらいろんな良い支援策をつくったところで、それを活用できる人がいないといった状況の中で、行政としては本当に何ができるんだろうかというのを本当に悩みました。

なかなか厳しいんですけど、今県が進めてる中ではやっぱり地域を守っていただける組織、今、集落営農もそうなんですが、高知県では中山間農業複合経営拠点といって、要は支える取組と稼ぐ取組をやっぱり両輪でやっていかんといかんということで。それもやっぱり通常の法人だと営利目的になりますので、やはり第３セクターだったりとか市町村の農業公社、それからＪＡ出資型法人、こういったところが地域の核となって、そこが研修事業とかいうのもやって、人の受け入れもやってるところもあります。やっぱりそういったところで雇用されて地域を守っていけれたらいいなと思っていますが、やはり本当に高知県でいったら大豊町とか本当に厳しいです。基盤整備も本当できてなくて、そういったところをどうしていくかといったところを日々悩んでいるところであります。すみません、参考になりませんが。

○星野委員長代理　ありがとうございました。とても示唆に富むご意見だと思いますね。

それと、中山間の直接支払制度、非常に高く評価されてます。実際、地元の方は一生懸命やられて、できることはほとんどやられていると思っていいと思うんですね。ただ、外部から支援しないと解決できない問題がいっぱいまだ残ってるということではないでしょうか。まさに支援体制の充実というのが大きな課題になっているのかもしれませんね。

○原委員　そういう意味では大企業が地方で稼ぎまくっているかというとそうでもなくて、ちょっと補足的に追い風ですよという話をします。

宅配便の大手で、実はアマゾンの配送がやたら増えてしまって、地方に持っていく物流は実はどんどん増えているんですよ。だけど、帰り荷がない。だから、もしどこの販路に

乗せるかは別にして、集荷場を設定してもらえれば、そこまでは大手の物流屋も行くだろうと思うんです。大手の物流会社も地方のトラック業者を廃業に追い込むなんていう気はさらさらない。自分たちは基幹的な東名阪だけ運んでいたいと思っているんだけど、どうしても地方は帰り荷がないところ、帰り荷をもし集荷場まで設定してもらったら、恐らく赤字がちょっとでも減るといってのってくるところがあると思いますね。だから、別に地域の直売所だけで捌かなくても、都会に出すためのそういう物流面での追い風が今来てるのかなとは思います。

○星野委員長代理　ありがとうございました。

玉沖委員、どうぞ。

○玉沖委員　私は高知県さんに、先ほど新潟県の自治体の皆さんにもお尋ねさせていただきました事務のところのお話です。高知県さんのほうでも、これは資料４の９ページのところで事務の簡素化のことを触れていただいておりますので、ちょっと突破口を見つけるべくご意見をお聞きしたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○有馬副部長（高知県）　事務の簡素化の具体的なところだと思うんですが、これも新潟県さんと多分同じ回答にはなると思いますが、その具体的なところといったところではなくて、結構協定の代表者の方も１期対策からやられてたんですが、やっぱり１期のときと比較されてるんですね。今まではこんなに事務作業は苦労してなかったんですが、やっぱり最近はちょっと事務量が増えてるよねといった、やはり最初と比べられている方が多いですね。また制度もいろいろ加算措置とかできている中で、必要な書類というのも、やはり交付金も税金ですのでそれなりの支出根拠といった資料は必要になってくると思うので、そういったところで事務量としては増えておりますし。

それと、一部の市町村では市町村の職員の方が手伝いをしている事例もありました。ただ、やはり市町村のほうもマンパワーが不足している中で、協定への支援といったところがちょっと薄くなってきているといったところもやっぱり１つの要因かなと考えております。

○玉沖委員　どうもありがとうございました。

○星野委員長代理　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○図司委員　高知の吉延の皆さんにちょっとお話を伺いたいんですけれども。ありがとうございました。私も一度現地にお伺いしたのですが。先ほどの新潟の櫛池のお話と比較し

たときに、吉延の方が吉野川のさらに支流のところに段々に田んぼがある形で、そういう意味では面積的にもこれ以上広げられないようなところでしっかり営農もされてますし、ある意味付加価値をつけて天空の郷でブランドも作られていると思うんですが。そのときの、最後の課題にもあります、新規就農の担い手の確保みたいな話になったときに、吉延の単位である程度カバーできるものなのか、それとも先ほどの議論のように、本山町の単位でとか、あるいは隣接する集落と少し協定自体を広域化するとか連携するような形になってくるのか、ベースの協定としてはしっかり取り組まれていますし、私も現地ですごく意欲的にやられているなと印象を持っているんですが。そこを超えていく発想とか必然性みたいなものは出てきそうですか、その辺どんな感じでお考えですか。

○田岡吉延集落協定事務局（高知県）　ありがとうございました。高知県の本山町の吉延集落協定でございます。

先生には前回確かに来ていただきまして、ありがとうございました。

吉延の集落協定につきましては、20年前からこの協定に参加して活動してまいりましたが、その中心になってきた者が今はもうリタイヤしていて、現状のもので何とか維持をしているという状況です。ただ、吉延の場合は吉延近隣の集落に比べると比較的まだ若い者がいるんで、現状だけ言えばまだ何とか維持はできるんですが、当然ながら今後をみすえた場合には近隣町村からそういった担い手の方に入ってもらいたいんですけど、なかなかそれは無理がいくんじゃないかというふうに思ってます。

この資料の中にもありますけれども、今吉延営農組合をつくってますが、まだ任意団体でありますので、これを法人化して、将来的になかなか新規就農者の受け入れとかいうのは期待できないんで、何か雇用を入れる、外国人の方の研修生とかいうことも県の方からも提案も受けたんですけど、今後はそういったことも視野に入れながら吉延という集落を守っていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。

○図司委員　その場合は、吉延にある程度当然ベースは置きながらも、本山町の単位だったりとか、ほかの集落と一緒にやっていくという、何かそういう場が上にもう一段あったほうがよかったりしますかね。その辺はどうでしょう。

○田岡吉延集落協定事務局（高知県）　それは当然いいというふうには思うんですけど、本山町の場合は一般財団法人で、本山町農業公社というのがありまして、先ほどもありましたけど、利用権の設定だとか農作業の受委託、また種苗とか加工品の開発、それから天空の郷の販売の窓口といった柱で事業を行ってます。吉延営農組合の場合は農業公社に協

力もしながら、農業公社からも助けていただきながら、そういった形で総合的な連携を持ちながら作業を進めているところです。

○星野委員長代理　どうぞ。

○河合委員　高知県の方にもう一度お聞きしたいんですけれども。先ほど市町村の職員のマンパワー足りなくなってくるというお話がありました。総務省が出している推計を見ますと、2040年には人口１万人未満の自治体は職員の数は４分の３になってしまうとあります。だから、農業以外のところもマンパワー足りなくなっていく状況なんだろうと思いますけれども。まず聞きたいのは、現状で市町村の方がこの中山間農業に関してどういう役割を担われているのか。その中で既にマンパワーが足りないがゆえにできなくなっていることは何なのか、そして将来的に私が申し上げた推計値のとおりにもしなっていくとするならば、今後何が起こり得ると懸念されているのか、これを３つ教えていただきたいんですが。

○有馬副部長（高知県）　今ちょっとマンパワーがない中で、当然必須としては現地確認であったりとか、そういったところは直払としては市の職員がやらないといけない部分ですので、そこはしっかりできていると思います。ただ、これからどうしても進めていかないといけない広域化であったりとか、やはり地元調整、そういったところになかなか踏み込めていけてないといったところがやはり足りない、不足しているところかなと思っております。

○河合委員　今後については。

○有馬副部長（高知県）　実は高知県では産業振興計画というものをつくっておりまして、いろんな施策が、農業だけでも五十いくつぐらいの施策群を持ってるんですが、やっぱり市町村の連携がなければならない中で、担当者が少ない中でいろんな課から同じ人にいろんな取組の依頼をしているような状況で、もう直払だけじゃないです。ほかのいろんな制度にも、ちょっと県が頑張りすぎなのかもしれませんが、いろんなのをお願いしすぎて、逆に直払だけでなく、いろんな施策の中の進める上でもちょっと弊害になっているようなところです。

○河合委員　新潟県は同じ質問ですけれども、現状で市町村のマンパワーが足りない状況ってあるんでしょうか。

○窪田地域農政推進課長（新潟県）　はい、上越市さんのように各区のほうで体制がしっかりしているところはやっぱり少なくて、高知県さんが今言われたように、担当一人があ

らゆる施策、商工まで含めて担当しているような状況が見受けられます。そんな中で、じゃあどうしていったらいいのかという話なんですが、我々、施策をやっぱり間仕切りを持ってそれぞれが別ではなくて、例えば先ほども少し話がありました、農地中間管理事業を進めていく中で、じゃあ中山間地域はどうするのかといったような話とか、そういった施策を組み合わせる中で中山間直接支払制度をどう活かしていこうかというような、法人も同じです。法人も小さいのが多いと言いましたけども、じゃあ法人連携を進めていく中で、じゃあそれとあわせて集落協定の広域化を進めるとか、そういった施策間の連携というんでしょうか、そういったものを意識してやっていかないとだめだろうというふうに思っています。

○星野委員長代理　マンパワーの件と関係するんですけれども、この10割単価を考えるときのＡＢＣの要件がありますね、体制整備単価にするための。実はＢが女性も含めた参画を得た取組というんですが、この取組の割合が低いんですが。一方で、人がいない、マンパワーが足らないということなんですが、まだまだ女性の方頑張って活動の場が与えられればどんどん広がって、それが力になっていくんじゃないかとも思えるんですが、現状はなかなかそれが難しい。その理由について思い当たる点がありましたら具体の地域の方それぞれから教えていただきたいんですが、どんなもんでしょうか。

○田岡吉延集落協定事務局（高知県）　吉延集落協定なんですけれども。これまでは役員もすべて男性の方で構成をしておりましたが、４期対策からは10人の役員のうち２名は女性に入って中山間の直接支払がどういう活動をしているかというようなことで参画をしていただいています。その中では、課題と内容のところにもありましたけれども、加工品の開発とかいうようなこともありますので、そういったことも含めて女性の方に入って今後は話に加わっていただこうというふうなことで進めてはいますが、やはり女性の方は家庭にいるのが主で、やはり最終的には今のところは男性が中心というところです。

○星野委員長代理　なるほど、難しいですかね、なかなか。

　他にいかがでしょうか。

○平田櫛池農業振興会集落協定事務局長（上越市）　さすがに１期対策からの長老という方はいなくなりましたけれども、協定の役員会は男性ばっかりです。なので、法人の女性の社員の方から集まっていただくような機会を去年から設けています。今年も視察に行こうということで、試行加算を使わせてもらって６次産業なり直売所なりを見に行こうというのが１つ。新たに違った意見交換会をやろうということです。そうじゃないとやっぱり立

ち行かない。

もう一つ、若者もそうです。先ほど法人の仲間と言いましたけれども、今青年団もなきゃ婦人会もない。あるのは消防団になりますから、消防団の連中からちょっと集まってもらおうかみたいなところもあります。なので、やはり女性、青年から出てもらわないと今後の将来は見えてこないと思っているので、とりあえずは話し合いの機会でも作ろうかなというところです。

○星野委員長代理　ありがとうございました。

そろそろ時間だというふうに言われましたので、最後にこれだけは聞いておきたいというものがありましたらお伺いをして、この議論を終えたいと思いますが、いかがでしょうか、何か。どうぞお願いします。

○田岡吉延集落協定事務局（高知県）　先ほど先生の方から事務の簡素化というお話があったんですけれども、事務局を預かる側として、事務の簡素化については本山町のほうでは５期対策は農業公社のほうが事務委任をして肩代わりをするという体系をとってますのでいいんですけど。協定の面積を把握する場合に、自分たちの協定に八百何十筆の筆があるんですが、地籍調査が進んでおるところもあれば、明治時代の字切図のままで協定面積にデジタルオルソということで面積の調整はされておりますけれども、そういうことで拾い出しをしています。もし現地の一筆と協定の一筆とが食い違ったときなんかになかなかこれはいかん、後でのけろということが現状ではできないんじゃないかと思います。ですので、高齢とかそういうことで除外をするというのはありますけれども、吉延の場合はこれまでＣ要件を使ってますので、当然ながら除外ということはなくて、５年間は維持管理をせんといかんわけなんですけど、事務を預かる側としては何とかそこら辺の配慮ができればありがたいというふうに思います。

○星野委員長代理　それでは、ご意見として承りました。

さて、そろそろもう時間になりましたので、この辺でこの議論につきましては終了させていただきたいというふうに思います。

いろいろな意見を出していただきましたけれども、そしてまた、その返答等もいただきましたけれども、事務局におかれましては本日出てまいりました現場の事情等を踏まえた課題、それから要望、それから委員の皆様のご意見等踏まえながら、最終評価の取りまとめに、そして次期対策の検討に活用していただけたらというふうに思います。

それでは、その他ということで、事務局のほうからお願いいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長　４月より中山間地域・日本型直接支払室長を拝命しました荻野と申します。よろしくお願いします。

それでは、資料５と資料６につきまして報告等お諮りをしたいと思います。

まず１点目なんですけれども、資料５でございます。本年１月に開催しました第７回委員会におきまして、委員の方々からいただきました市町村及び都道府県の最終評価結果書につきましての意見につきまして、資料５のとおり修正を行っておりますので、まずこちらについてはご報告させていただきます。

２点目でございます。中山間地域直接支払制度におきまして、県が定める特認基準に従って指定する自然的、経済的、社会的条件が不利な地域において、一定の傾斜等の不利性を有する農用地も対象とすることができますが、今回山形県知事が定める特認基準について、国に対して特認基準を変更したい旨の協議の申し出がございました。手続上協議を受けた国は第三者委員会に意見聴取を行う必要がありますので、この場を借りましてお諮りいたします。

資料６の３ページをご覧ください。山形県の特認基準で、①にありますように、変更内容といたしましては緩傾斜農地を対象とする場合について、現行では急傾斜と連坦しており、当該急傾斜農地の概ね10％以内と規定しておりますが、この規定を削除するということです。一番下の④を見て下さい。変更案についての事務局としての判断でございますが、表の中の一番右の参考に示す国の特認基準のガイドラインに沿った内容であることから、妥当と判断しているということでございます。つまり、山形県は県として国のガイドラインよりも厳しい基準を設けていたのですが、今回国のガイドラインにあわせるということですので、妥当ということで考えております。

以上でございます。

○星野委員長代理　ただいまご説明をいただきましたけれども、この特認基準の件につきまして、何かご意見ございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

はい。それでは、ご提案のとおりというふうにさせていただきたいと思います。

なお、今後の本委員会の進め方についてですけれども、第４期対策は令和元年度までと、今年度までとなっておりまして、その最終評価を８月末までに取りまとめていただく必要がございます。その関係で、次回以降最終評価についてのご議論をいただきたいというふうに考えております。本日はどうもありがとうございました。

それで、私本日は代理ということだったんですが、結構大変でした。岡田先生こんなにしんどいこといろいろやっておられるんやなと改めて思った次第ですけれども。

では、本日予定されておりました議題は無事全部終了したということで、事務局に議事の進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長　星野先生、時間どおりの進行、ありがとうございました。

次回の会合につきましては来月７月25日、木曜日、13時30分から、これまでの先生方のご議論、中間取りまとめ、さらには本日いただきましたご意見等を踏まえまして、最終評価の骨子案についてご議論いただくことを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の会合はこれにて閉会といたします。

ありがとうございました。

午後５時４４分　閉会